

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	片山
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、認定農業法人が担っている。 【主要作物】水稲、もち麦、飼料用米 【その他】農地は、概ね法人・組織に集積されている。しかし、将来にわたって営農継続を図るためには、後継者の確保・育成に取り組む必要がある。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、認定農業法人が担っていく。 【将来の主要作物】水稲、麦、大豆、野菜の栽培を行っていく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。今後も集落で話し合いを行いながら、受け手の作業効率に配慮し、できる範囲で集約化に取り組みたい。(集落の農地の9割以上を目標に取り組む)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
暗渠排水工事、二ヶ揚水機場設備更新、排水路かさ上げ工事をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
予定なし。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	-	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	-	<input type="radio"/> ⑤果樹等
-	<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	-	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	-	<input type="radio"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】							
①集落周辺に電気柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。ドローン、田植機、コンバイン等の活用(ロボット、AI)⑦多面的機能支払交付金を活用し、草刈・排水路の泥上げ等を行う。集落全員で、排水路の草刈等を実施する。⑧農舎、園芸用ハウスの建設を検討していく。							

4 変更申請経歴

・農地の追加による計画区域の農用地面積の増加 1筆 (令和7年7月)
